

地域社会における人と動物の関係性の変化

—多摩地域の獣医業を事例に—

李 海 訓

はじめに

本稿の課題は、工業化・都市化にともない変化していく地域社会において、人と飼育動物の関係がどのように変化していくのかを、多摩地域を事例に検討することである。本稿でいう飼育動物とは、獣医師法（1949年）でいう「一般に人が飼育する動物」である（獣医師法第1条の2）。

近年、日本では犬と猫の飼育頭数が15歳未満人口よりも多いとの記事がメディアによって伝えられるようになっており¹⁾、人と動物、とりわけ人と犬・猫との関係が注目されている。しかし、実は人と動物の「深い関係」の歴史は長く、人類の定住生活以降、動物は一貫して人類の生活にとって重要な存在であり、とりわけ犬は、人類の定住生活が始まる以前から家畜化された動物である。最も古い家犬が確認されたのは少なくとも2万年前だといわれているが、これに対し、羊は1万2000年前、山羊は1万年前、牛は9000年前、馬と鶏は5000年前、猫は4000年前に家畜化された（谷口2018）。

犬は人と狩猟チームを編成したからやや例外であるが、その他の飼育動物は人間にとって常に食料や原料（皮、骨など）の供給源として位置付けられてきた（F. E. ゴイナー1983）。今日の日本においては、犬や猫は愛玩のレベルを超えて、伴侶動物ないし家族とも呼ばれるが、主要な飼育動物の人類社会に対する歴史的な役割（厩肥以外）の中には、犬と猫も含めてすべて食用肉としての役割があることに注目されたい。

すなわち、犬の場合は、狩猟犬や軍用犬、番犬としての役割があるが、食用肉²⁾としても使用され、羊からは羊毛、皮、肉、ミルクが取れる。馬、牛は農耕や運搬に不可欠な役畜ではあるが、馬の場合は、軍馬や競馬、食用肉としての役割もあり、牛の場合も牛乳、皮、食用肉が人類の生活に必要な役割であった。豚や鶏の場合、豚毛やラード、あるいは卵の供給源でもあるが、肉が食用として使用されることがより重要な役割である。猫は鼠対策が主要な役割であるが、国や地域によっては食用としての役割もあり、日本においてもかつて猫肉が食べられる時期はあった³⁾（真辺2021：117）。

こうした人類生活にとっては、タンパク質の供給源の役割を含め、多様な役割を持つ飼育動物であるが、戦後日本の動物に関する研究について振り返ってみると、まず研究の焦点が

地域社会における人と動物の関係性の変化

当てられたのは、犬や猫ではなく、牛や馬といった機械化以前の農業に不可欠な役畜だった。1950年代に刊行された『日本農業発達史』シリーズにおいて、第1巻において「牛馬耕の普及と耕耘技術の発達」⁴⁾という形で農業の一環として牛・馬が取り上げられ、第5巻においては「畜産業の形成」⁵⁾についてまとめられているが、「畜産業」といっても馬と牛のみが検討対象であった。

1960年代になると、1966年に『畜産発達史 本篇』⁶⁾が刊行され、翌年には『畜産発達史 別篇』⁷⁾が出版された。「本篇」では、牛(乳牛と和牛)、馬、豚、綿羊、山羊、鶏、家兎、蜜蜂を取り上げ、明治以来日本における「家畜が歩んできた技術的史実を中心に、客観的かつ生活にこれを描写し、技術的史実を裏付けするに必要な制度的・社会経済的史実を解明するとともに、これを補足するに必要な、畜産物、牧野自給飼料、流通飼料および家畜保健衛生部門にも及んで、全十三章にわたっている」(農林省畜産局1967:985)。別篇は、「畜産の政策や技術の展開に目を向けつつも、主としてその経営構造の展開過程と畜産物流通機構の発展過程につき史実の足蹟をもとめ、各時代における社会経済的位置付けを明らかにすることを本旨としてまとめたものである」(農林省畜産局1967:985)。『畜産発達史』は、畜産が日本農業の選択的拡大分野の一つとして取り上げられ、本格的に拡大しはじめたという時代を背景に刊行されたものであり(農林省畜産局1966:1839)、本研究の刊行によって日本の畜産研究が大きく進展した。しかし、動物と日本(・日本人)の関係について検討するレベルには至らなかった。

1990年代末になると、動物と日本(・日本人)の関係について検討する研究が登場する。宇都宮(1999)は、「核家族化や少子化などに加え、高齢化が急進する社会の中で、動物と触れ合うことの意味は大きく変わってきた」(宇都宮1999:4)ことを背景に、ペットを注目するが、日本の動物観の歴史や、今日におけるペットとの関係性を整理し、さらには人と動物の関係の今後についても言及するなど、日本人と動物との関係の過去・現在・将来について議論している。上記『畜産発達史』に比べ、犬・猫⁸⁾が検討対象に加わったことが特徴である。

2000年代になると、「ヒトと動物の関係学」シリーズ全4巻⁹⁾(2008-2009年)や「人と動物の日本史」シリーズ全4巻¹⁰⁾(2008-2009年)が刊行され、人と動物の関係が注目されるようになるが、いずれも人と動物の関わり方が、社会の変化とともにどのように変化して来たか、という本稿の関心のある課題の解明を目指すものではなかった。

人類社会の歴史を振り返ってみると、長い歳月をかけて農耕社会から都市社会へと変貌してきた。その過程で、犬は狩猟犬から今日の伴侶動物に変化しており、牛は役用牛から肉用牛・乳牛に変化した。日本の場合も同様で、工業化・都市化が進むにつれて町・空間の姿も変化し、農村が都市に変貌した。それとともに、その空間で必要とされる、またはその空間で飼育される動物の種類も変化した。すなわち「人と動物の関係性」が変化したのである。

本稿は、地域に焦点を当てて「人と動物の関係性」の変化について検討する。東京・多摩地域は戦後に急速な工業化・都市化を経験し、農地・山林だった地域が「暮らす空間」「働く空間」「学ぶ空間」に変貌した地域として、本稿の課題を検討する上で最もふさわしい地域であると考えられる。「地域における動物」に関する先行研究としては、JA 東京中央会（企画発行）（1996）が優れており、本稿とも補完的であるが、畜産の枠組において紹介しているため、犬・猫といったペットに関する記述が欠けていることが課題と残されている。

飼育動物には、上述のように様々な用途の複数種類の動物が含まれるが、これら複数種類の飼育動物をつなぐツールは獣医・獣医業である。どのような飼育動物でも、飼い主に大切にされるようになれば、病気になった時には獣医・獣医業とつながりを持つようになる。つまり、獣医・獣医業の診療対象を検討することによって、飼育動物全般と人との関わり方を総合的に把握することができるのである。いうまでもなく、獣医業は、獣医師が飼育動物に対する医療サービスを提供する産業であり、獣医業をパースペクティブに検討することにより、本稿の課題である「地域における人と動物の関係性の変化」を跡付けることが可能である。

これまで獣医業を分析した研究はほとんどないが、それはたぶん獣医業関連の基礎的データが少ないことに起因しており、20年前から「獣医業全体が従来以上のさまざまな観点からのニーズに応えていくためにも、基礎的データを業界自らが調査、整備構築し、獣医事従事者は自己の社会的役割をより認識することが一層望まれる」と提案される状況にある（尾崎・桜井 2002：539）。

以下では、Ⅰで獣医・獣医業の制度について解説し、Ⅱでは東京および全国における獣医師数と開業獣医師数の推移について整理する。Ⅲでは、東京・多摩地域の獣医師の組織化について述べる。これらを踏まえて、Ⅳにおいては、多摩地域の獣医業が診療対象にする動物の変化過程について検討する。

なお、本稿の課題としている地域は多摩地域であるが、多摩地域関連資料がない部分については東京の資料で代替している。

Ⅰ 獣医・獣医業の制度

獣医師法（1949年）によれば、獣医師は「飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによつて、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するもの」である（第1条）。獣医師になるためには、「獣医師国家試験に合格し、かつ、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、農林水産大臣の免許を受けなければならない」（第3条）。「獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとし

地域社会における人と動物の関係性の変化

て政令で定めるものに限る。)の診療を業務としてはならない」(第17条)。

ここでいう飼育動物¹¹⁾には、産業動物、伴侶動物、実験動物、展示動物などが含まれる(須田2005:565)が、このうち産業動物には牛や豚、鶏などの乳や肉などの生産にかかわる動物が含まれる。伴侶動物は家庭動物に含まれるもので、犬や猫が典型的であるが、家庭動物とは家庭や学校などで飼われている鳥類、哺乳類、爬虫類に属する動物をいう¹²⁾。そして、展示動物は動物園などにおいて展示目的で飼われる動物であり、実験動物は、名の通り、研究開発などに使われる動物を指す。本稿の取り上げられる飼育動物は産業動物と家庭動物である。

表1 2020年における獣医師法第22条の届出状況

(単位:人, %)

届出者総数			40,251	100%
獣医事に従事する総数			35,855	89.1%
国家公務員			525	1.3%
都道府県職員			6,889	17.1%
市町村職員			2,067	5.1%
民間団体職員			7,825	19.4%
個人診療施設			18,401	45.7%
産業動物	小計		1,953	4.9%
	開設者		1,566	3.9%
	被雇用者		387	1.0%
犬猫	小計		16,203	40.3%
	開設者		8,424	20.9%
	被雇用者		7,779	19.3%
その他	小計		245	0.6%
	開設者		35	0.1%
	被雇用者		210	0.5%
その他			148	0.4%
獣医事に従事しないもの			4,396	10.9%

出所:農林水産省HP (<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/zyui/attach/pdf/index-3.pdf>) 2023年1月13日アクセス, により作成。

表1には、2020年時点における日本全国の獣医師数を示した。表1によれば、獣医事に従事していないものも全体の10%を占めているが、9割は獣医事に従事している。獣医師の職業分野は、国家公務員や都道府県の職員、市町村の職員という「公」部門と民間団体や個人診療施設などの「民」部門に分けることができる。国家公務員は、さらに、農林畜産(行政機関、試験研究機関、検査指導機関)、公衆衛生(行政機関、試験研究機関、検査指導機関)、環境、その他に分けられ、都道府県の職員は、農林畜産(行政機関、試験研究機関、

家畜保健衛生所, その他), 公衆衛生 (行政機関, 試験研究機関, 保健所等, 食肉衛生検査センター・食品衛生検査所, その他), 教育公務員, 環境, その他にわけられ, 市町村職員は, 農林畜産 (行政機関, 家畜診療所), 公衆衛生 (行政機関, 保健所等, 食肉衛生検査センター・食品衛生検査所, その他), 教育公務員, 環境, その他にわけられる¹³⁾。こうした公務員獣医師の従事分野からわかるように, 公務員は, 家畜伝染病の予防・まん延防止などの農林水産分野, 食肉検査などの公衆衛生分野, 動物の愛護・管理などに分野の担い手である。

民間団体には, 農業協同組合 (診療, その他), 農業共済団体 (診療, その他), 製菓・飼料などの企業 (試験研究, 診療, 製菓, 飼料, その他), 独立行政法人 (大学, その他), 競馬関係団体, 私立学校職員, 社団・財団法人, その他が含まれ, 個人診療施設は動物病院であるが, その診療対象が産業動物 (開設者, 被雇用者), 猫犬 (開設者, 被雇用者), その他 (開設者, 被雇用者) にわけられる¹⁴⁾。こうした個人診療施設からなる産業が, 獣医業である。

「獣医業」は, 「サービス業基本調査報告」¹⁵⁾ の中で「専門サービス」に位置付けられており, 「経済センサス」の中でも「技術・サービス業」の中の一つとして位置付けられている。本稿でも, 「獣医業」をサービス業として位置付け, 公務員でもなく, 民間団体に所属する獣医師でもない, 個人診療施設 (動物病院, 一般医療でいう開業医) を「獣医業」と定義しておく。2020 年時点で, 全国の獣医師数は 4 万人以上であり, そのうち, 個人診療施設で従事している獣医師が 1 万 8000 人以上で, 全体の 45.7% を占めている。つまり, 獣医業というのは獣医師全体を示すものではなく, 獣医師の約 4 割が対象となる産業である。

東京の獣医業はどのような動物を診療対象にしているのか。以下の図 1 は, 東京都獣医師会の HP に掲載されているものであるが, 2023 年 7 月時点で, 猫と犬を診る動物病院はそれぞれ 465 軒もあるが, 家畜を診る動物病院は 8 軒のみである。爬虫類を対象にする動物病院も 28 軒あり, つまり, 東京の場合, ヘビやカメなどをペットとして飼っている人をビジネス対象にした動物病院のほうが, 家畜をビジネス対象としている動物病院よりも多い。

他方で, 日本に獣医学や獣医制度が導入される時期についてみると, 人類と家畜の長い歴史から考えるとわりと最近のことであり, 明治期以降である。

古くは 780 年頃に唐朝からの馬医の業を日本で広げた者もいるようであるが (農林省畜産局 1966: 1765), 馬医であり, 獣医ではなかった。明治以前の日本には「畜産」といえるものが存在しなかったためである。

既述のように, 飼育動物には食肉の役割があるが, 日本では, 675 年に肉類の食用が禁止され, 最初にその対象となったのが馬, 牛, 犬, 猿, 鶏である。その後は, 基本的に食肉を食べない状況だった。ただし, その以前の段階においても, 家畜は食肉としては使われていなかった¹⁶⁾ (宇都宮 1999: 107-110)。

図1 東京都獣医師会会員動物病院が対象とする動物の種類と動物病院数



出所：東京都獣医師会 HP (<https://www.tvma.or.jp/search/index.cgi>)，2023年7月6日アクセス。

こうした状況が大きく変わるのが明治期である。日本は、欧米人から「無畜産国」と呼ばれるほど、庶民は牛や鶏から得られる牛乳、卵といった副産物も消費しない状況だった。そこで政府は、牛肉と豚肉を輸入したり、畜産業を振興させたり、食肉を奨励したりした（宇都宮 1999：127-128）。

このように、明治期に入ってから畜産としての飼育動物において新しい動きがあっただけでなく、ペットとしての飼育動物においても変化があり、愛玩動物として猫と犬の飼育が一般化されるようになる¹⁷⁾。犬と猫は愛玩という役割だけでなく、猫の場合、鼠を捕ることも重要な役割であり、鼠を捕るとペスト対策にもつながった。犬は番犬としても飼われるようになるが、戦争になったら軍用犬として出されたり、兵士の防寒具のために犬皮が徴収されたりした¹⁸⁾（宇都宮 1999：131-138）。

こうした、明治期以降の家畜をめぐる状況の変化は獣医師の需要を生み出したが、獣医学の教育が始まる要因として二つのことが挙げられる。まず一つは、明治期に入ってから牛疫が流行し、1877年（明治10年）までに4万頭以上の牛が死亡したことである（山内 2010：651）。もう一つは、明治期の殖産興業の「殖産」の基幹に農業があり、その勸農政策に畜産の導入が含まれていた（社団法人東京都獣医師会 1973：2）。畜産に力を入れるためには当然、獣医学・獣医師が必要となる。この頃から全国各地で獣医学の教育が始まる。

1873年に陸軍の獣医教育（馬医学）が始まり、1874年には駒場農学校¹⁹⁾が獣医学教育をはじめた。1881年には私立獣医学校²⁰⁾、1890年になると東京獣医講習所²¹⁾が開学され、さらに1904年以降には実業学校において獣医教育課程が増設されることになる。高等学校の

場合は、札幌農学校、盛岡高等農林学校、東京帝大農学部実科であり、農・獣医学校の場合は、青森、岩手、宮城、石川、大阪、岡山、山口、熊本、鹿児島など各地で獣医学教育が始まる（社団法人東京都獣医師会 1973：3）。

獣医師制度の場合、1872年に牛疫が全国的に流行したことになり、獣医師の必要性が課題として浮き彫りになる。最初の頃は牛馬医のうち有資格者に免許を出すような地域もあったが、1885年に太政官布告の獣医師免許取締規則が発布されることにより獣医師の免許制度が始まる²²⁾。1926年になると獣医師法が成立するものの戦時中に軍務獣医師が増えたことにより獣医師不足が生じ、この点を解決するため1940年には獣医師法の臨時特例として獣医手制度が導入される²³⁾。終戦後の1949年に獣医師法改正が行われ、今日に続く（社団法人東京都獣医師会 1973）。

II 東京の獣医師数と開業獣医師数

獣医師免許制度が開始されていない段階である1880年の東京における獣医師数は40人だったという。その中でも大半が陸軍獣医であり、民間開業医は少なかった。1885年の獣医師免許制度が導入されてから東京における獣医師数は増加し、1925年には841人に達した。東京・多摩地域の開業獣医師数について、1933年を事例にみると、東京全体の239名に対して、西多摩1名、南多摩1名、北多摩9名であり、多摩地域には合計11名のみだった（社団法人東京都獣医師会 1973：8）。多摩地域には開業獣医師が少なかったことがわかるが、それほど獣医・獣医業への需要が少なかったことをも意味する。戦前の東京において開業医は過剰状態にあり、基本的に不振の状況だった。明治期に東京で先駆的に開業した獣医師の中には、獣医では生活が成り立たないため、薬屋・医師・歯科医・実業家・牛乳屋・運送屋などに転向する者もいたとされる（社団法人東京都獣医師会 1973：8）。明治以降、犬猫を含む飼育動物のあり方に変化があったとはいえ、1920年代においても飼い主が飼育動物を獣医師に診てもらい、治療代を支払う、などのことには慣れていなかったようである（社団法人東京都獣医師会 1973：20）。

表2には戦後の東京と全国における獣医師数の推移を示している。1990年以降については2年ごとの獣医師数を示している²⁴⁾。「届出者数」と「獣医事に従事する総数」の推移をみると、70年代から90年代末まで時期において全国的には増加しているのに対して東京では停滞していることがわかる。この間、東京においては都道府県職員、国家公務員、民間団体職員は減少しており、獣医業にかかわる「個人診療施設」で従事する獣医師数は増加した。東京の個人診療施設で従事する獣医師数は、1964年時点においてすでに全国1位であったが、1990年代末からさらに増加し、東京の「届出者数」と「獣医事に従事する総数」の増加につながる。

(単位：人)

表2 全国と東京の獣医師数の推移

	東京														全国													
	届出者総数														届出者総数													
	獣医師に就事する総数														獣医師に就事する総数													
	国家 公務員	都道府県 職員	市町村 職員	民間団体 職員	個人 診療施設	その他	獣医師 に就事 しない者	国家 公務員	都道府県 職員	市町村 職員	民間団体 職員	個人 診療施設	その他	獣医師 に就事 しない者	国家 公務員	都道府県 職員	市町村 職員	民間団体 職員	個人 診療施設	その他	獣医師 に就事 しない者							
1950	1,483	1,213	332	357	-	293	219	-	270						17,764	15,405	888	4,994	499	4,313	4,160	288	2,359					
1960	1,523	1,387	290	385	27	270	353	18	136						18,706	17,184	833	5,993	1,078	4,883	4,075	103	1,522					
1964	1,580	1,505	260	433	5	335	459	1	75						19,700	18,571	797	6,847	1,390	5,174	4,100	263	1,129					
1970	1,772	1,681	213	462	22	421	536	27	91						20,776	19,596	786	7,294	1,470	5,434	4,285	327	1,180					
1980	1,716	1,650	116	345	6	452	676	55	66						25,175	23,477	786	8,222	1,705	6,151	5,916	697	1,698					
1984	1,656	1,594	113	278	28	445	700	30	62						25,655	23,240	738	7,761	1,505	6,235	6,668	333	2,415					
1989	1,620	1,485	116	231	25	350	756	7	135						26,941	24,006	706	7,446	1,463	6,198	7,731	462	2,935					
1990	1,579	1,503	99	204	52	335	797	16	76						27,296	24,246	720	7,386	1,422	6,148	8,155	415	3,050					
1992	1,728	1,623	100	252	107	324	839	1	105						28,252	25,077	715	7,417	1,474	6,515	8,697	259	3,175					
1994	1,615	1,520	88	238	48	192	871	83	95						28,745	25,367	669	7,540	1,381	6,064	9,265	448	3,378					
1996	1,678	1,556	69	224	48	262	953	-	122						29,301	25,932	627	7,514	1,389	6,096	9,913	393	3,369					
1998	1,799	1,691	87	215	37	252	1,093	7	108						29,643	25,893	647	7,415	1,373	5,621	10,540	297	3,750					
2000	2,322	2,179	112	239	48	358	1,415	7	143						30,447	26,627	686	7,352	1,456	5,582	11,295	256	3,820					
2002	2,226	2,094	124	216	31	324	1,397	2	132						30,723	26,627	686	7,352	1,459	5,309	11,566	326	3,993					
2004	2,250	2,133	99	199	45	395	1,374	21	177						31,333	27,498	502	7,231	1,441	5,761	12,083	480	3,835					
2006	3,362	3,180	171	216	41	625	2,099	28	182						35,818	31,422	464	7,301	1,338	6,701	14,994	624	4,396					
2008	2,929	2,762	161	186	61	488	1,831	35	167						35,028	30,751	451	6,920	1,684	6,403	14,992	301	4,277					
2010	2,991	2,817	167	145	61	494	1,899	51	174						35,379	31,105	457	6,725	1,679	6,348	15,259	637	4,274					
2012	3,831	3,621	204	191	89	802	2,292	43	210						38,293	33,784	505	6,981	1,823	7,585	16,659	231	4,509					
2014	4,025	3,795	228	211	96	837	2,374	34	230						39,098	34,548	518	7,121	1,887	7,623	17,241	158	4,550					
2016	4,303	4,057	221	219	97	948	2,570	2	246						38,985	34,536	537	6,997	1,887	7,684	17,330	101	4,449					
2018	4,534	4,296	227	207	117	1,070	2,633	42	138						39,710	35,251	511	6,953	1,952	7,954	17,776	105	4,459					
2020	4,661	4,422	229	226	115	1,082	2,717	53	239						40,251	35,855	525	6,889	2,067	7,825	18,401	148	4,396					

出所：『家畜衛生統計』各年版および「獣医師の届出状況（獣医師数）」各年版（農林水産省HP）により作成。

表 3 個人診療施設で従事する獣医師数の推移 (単位：人)

	東京										全国												
	個人診療施設					産業動物全体					個人診療施設					産業動物全体							
	開設者	被雇用者	犬猫開設者	犬猫被雇用者	その他動物	開設者	被雇用者	犬猫開設者	犬猫被雇用者	その他動物	開設者	被雇用者	犬猫開設者	犬猫被雇用者	その他動物	開設者	被雇用者	犬猫開設者	犬猫被雇用者	その他動物			
1950	219															4,160							
1960	353															4,075							
1964	459	22		437					0							4,100	2,560		1,538	2			
1970	536	39		496					1							4,285	2,125		2,135	25			
1980	676	3		669					4							5,916	2,228		3,633	55			
1984	700	9		690					1							6,668	2,251		4,334	83			
1989	756	11		744					1							7,731	2,396		5,291	44			
1990	797	19		777					1							8,155	2,324		5,786	45			
1992	839	16		822					1							8,697	2,290		6,355	46			
1994	871	23		847					1							9,265	2,266		6,944	55			
1996	953	17		936					-							9,913	2,247		7,617	49			
1998	1,093	15		1,073					5							10,540	2,118		8,369	53			
2000	1,415	32		1,378					5							11,295	2,118		9,116	61			
2002	1,397	20		1,358					19							11,566	1,997		9,473	93			
2004	1,374	24		1,345					5							12,083	1,961	1,661	10,046	6789	3,257	76	
2006	2,099	22	18	4	2,068	1,052	1,016	9	13							14,994	1,682	1,455	227	13,175	7,902	5,273	127
2008	1,831	27	16	11	1,791	839	952	13	15							14,992	1,965	1,611	354	12,913	7,713	5,200	114
2010	1,899	22	16	6	1,862	831	1,031	15	14							15,259	1,855	1,564	291	13,271	7,643	5,628	133
2012	2,292	21	15	6	2,257	1,083	1,174	14	24							16,659	1,892	1,562	330	14,640	8,388	6,252	127
2014	2,374	19	12	7	2,331	1,035	1,296	24	19							17,241	1,896	1,573	323	15,205	8,340	6,865	140
2016	2,570	15	11	4	2,536	1,121	1,415	19	26							17,330	1,867	1,547	320	15,330	8,336	6,994	133
2018	2,633	19	15	4	2,588	1,139	1,449	26	33							17,776	1,854	1,520	334	15,774	8,439	7,335	148
2020	2,717	21	16	5	2,663	1,154	1,509	33	35							18,401	1,953	1,566	387	16,203	8,424	7,779	35

出所：『家畜衛生統計』各年版および「獣医師の届出状況（獣医師数）」各年版（農林水産省 HP）により作成。

地域社会における人と動物の関係性の変化

個人診療施設で従事する獣医師数の推移をより詳細に示したのが表3である。2004年以降の統計データについては、農林水産省 HP において開設者・被雇用者別のより詳細なデータを公開しているため、それを使用した。全国の状況と比べて東京の特徴は、以下の4点指摘できる。

(1) 2000年代後半を除けば、個人診療施設で従事する獣医師数が50年代以降一貫して増加してきた点は全国との共通点でもある。

(2) 産業動物を対象とする個人診療施設が少ない。

(3) 60年代以降における個人診療施設の診療対象は、ほとんど犬・猫である。

(4) 2008年代以降になると、犬・猫を対象とする個人診療施設における獣医師数は、被雇用者数のほうが開設者数より多くなった。

このうち、(4)は、東京の個人診療施設は、開設者1人による経営ではなく、獣医師を雇用して大規模経営を行っている形態のほうがより多いことを意味している。

2000年代以降の東京区部と多摩地域における飼育動物診療施設届出数の推移を示したのが表4である。多摩地域の飼育動物診療施設は東京全体の32～33%を占めている²⁵⁾。

表4 東京区部と多摩地域の飼育動物診療施設数

	2005年	2014年	2022年
東京都総数	1,363	1,629	1,930
区部	900	1,099	1,297
区部割合	66.0%	67.5%	67.2%
多摩地域	454	521	621
多摩割合	33.3%	32.0%	32.2%

出所：東京都産業労働局 HP
(https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/kusityousonbetu_sisetusuu.pdf) 2022年11月20日アクセス。

Ⅲ 東京・多摩の獣医師の組織化（獣医師会）と狂犬病

ここまで東京における獣医師数と開業獣医師数を示してきたが、ここからは獣医師の組織化について紹介する。獣医師の組織は獣医師会であるが、開業獣医師らによって組織化されたのが獣医師会の始まりだった。

1909年に東京獣医師会が結成されるが、その20名の会員はすべて開業獣医師であり、私立獣医学校を卒業した者がメインだった。1925年には会員が127名に増加するが、同年における東京の獣医師数は841名であったので、会員率は15%程度ということになる。1927年に勅令である獣医師会令が公布されたことにより、開業獣医師は全員獣医師会に加入しな

ければならないこととなり、他方、非開業獣医師の獣医師会への加入は自由だった。この制度は、「獣医師会が開業獣医師による団体である」という性格をより明確にさせた。同年7月に、東京府獣医師会が設立²⁶⁾され、会員は166人だった(社団法人東京都獣医師会1973)。

GHQの下で、1948年に東京都獣医師会は解散し、強制加入はなくなり、新しく社団法人東京都獣医師協会が発足したが、1951年に当協会は社団法人東京都獣医師会と名称変更する。会員数をみると1953年までは非開業獣医師(352名)のほうが開業獣医師(282名)より多かったが、1954年になると開業獣医師(286名)のほうが非開業獣医師(276名)を上回るようになり、1960年代後半から1970年代前半にかけて非開業獣医師のほうが開業獣医師より多い時期もあったが、会員数が確認できる2009年以降についてみると、やはり開業獣医師数のほうが非開業獣医師数より多い状況である(社団法人東京都獣医師会1973; 公益社団法人東京都獣医師会2019)。2020年における東京都獣医師会の会員数は1097名であるが、そのうち開業獣医師が638名であり²⁷⁾、半数以上を占めている。

2022年12月時点で東京都獣医師会の会員動物病院(飼育動物診療施設)は、東京都全体で574軒、そのうち区部が431軒、多摩地域が139軒だった²⁸⁾。2022年12月における東京都の飼育動物診療施設数は合計1930軒であり、そのうち区部が1297軒、多摩地域が621軒だった²⁹⁾ので、会員率は、東京都全体で29.7%、区部は33.2%、多摩地域は22.4%である。

表5には、東京都獣医師会の支部を掲げている。多摩地域には、武蔵野三鷹支部、北多摩支部、多摩東支部、南多摩支部、八王子支部、町田支部、多摩西支部との7支部がある。

これら多摩地域の各支部の主要活動をみてみると、武蔵野三鷹支部の場合は、狂犬病集合注射、武蔵野どうぶつセミナー、三鷹動物祭、学校飼育動物支援活動、北多摩支部は、狂犬病定期集合注射、学術、親睦、動物愛護、学校飼育動物事業、多摩東支部は狂犬病予防対策推進事業、学校飼育動物事業、防災関連事業、学術講習会、支部旅行などであり、南多摩支部は狂犬病予防注射事業、防災対策事業、動物愛護事業(犬の飼い方講習会、猫の不妊去勢事業、飼い主不明猫の不妊去勢事業実施業務委託など)、学校飼育動物事業などの公衆衛生事業、八王子支部は、狂犬病予防注射、小学校飼育動物診療、飼育指導、防災訓練、町田支部は、狂犬病予防定期集合注射、学校飼育動物、ペットと楽しく暮らすための基礎講座、学術講習会など、多摩西支部は、狂犬病集合注射事業、動物愛護事業、学校飼育動物事業、学術講習会などである(公益社団法人東京都獣医師会2019:37-43)。

多摩地域の7つの支部に共通する主要な活動は、狂犬病予防注射活動と学校飼育動物の支援活動である。このうち、とりわけ重要なのは狂犬病予防注射である。人も、狂犬病に感染した動物に咬まれると感染し、動物と同様に発症すればほぼ100%死亡するとされる³⁰⁾。日本では1957年を最後に狂犬病は発生しておらず、東京でも1956年以降発生件数がゼロであるが(公益社団法人東京都獣医師会1994:101)、かつては、広範囲に流行った時期があ

表5 東京都獣医師会の支部

地域支部 (28 支部)		職域支部 (14 支部)
中央支部	葛飾支部	農林水産省支部
文京支部	江戸川支部	動薬検支部
新宿支部	足立支部	東京都産業労働局支部
中野支部	北支部	東京都公衆衛生支部
杉並支部	豊島支部	東京大学支部
世田谷支部	板橋支部	東京農工大学支部
渋谷支部	練馬支部	日本獣生命科学大学支部
目黒支部	武蔵野三鷹支部	生物医学支部
大田支部	北多摩支部	日生研支部
品川支部	多摩東支部	松研支部
勝島支部	南多摩支部	中央競馬会支部
江東支部	八王子支部	共済支部
墨田支部	町田支部	動物薬事支部
城北支部	多摩西支部	橄欖支部

出所：公益社団法人東京都獣医師会 (2019)『創立 70 周年記念誌』14 頁。

り、図2でみるように東京でも戦後初期には狂犬病の発生が多かった。

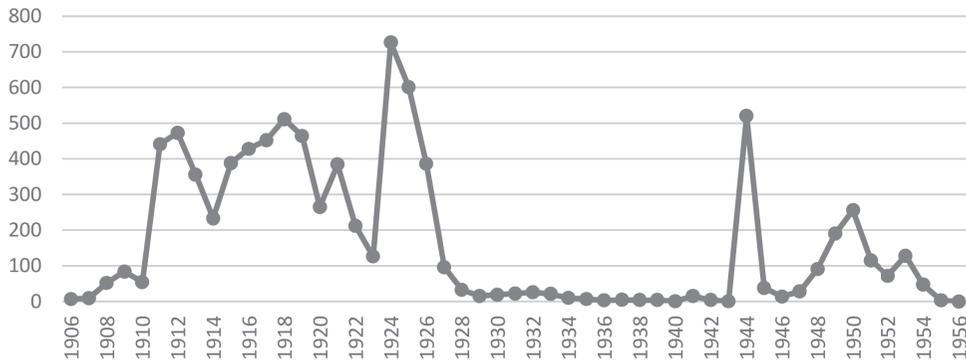
そこで、日本では1950年に「狂犬病予防法」が制定された。この法律の施行は、日本で長い間狂犬病が発生していない理由として評価されている。狂犬病予防法第1条には「この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする」とある。そして、第5条においては、「犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない」と定めているが、実態としては、今でも100%にはなっていない。

1950年10月5日付の各都道府県知事・市長あて厚生事務次官通達「狂犬病予防法の施行について」（発衛第一七〇号）において、予防注射は「原則として開業獣医師に行わせること」が明記されている³¹⁾。狂犬病予防注射は飼育動物診療施設や集合注射会場で接種できるが、狂犬病集合予防注射は、「基本的には都道府県知事が地元の獣医師会に委託して、その会員獣医師によって実施される」³²⁾。狂犬病集合予防注射事業について、東京都獣医師会は「本会が社会に対して恒常的、直接的に貢献できる唯一の事業である」（社団法人東京都獣医師会1973：70）と認識している。

狂犬病予防定期注射事業に関連して「多摩問題」といわれる出来事があった。1970年に、

図 2 東京における狂犬病の発生件数

(単位：件)



出所：公益社団法人東京都獣医師会（1994）『45周年記念誌（狂犬病予防法制定45周年前夜祭）』，98頁。

当時の八南（南多摩）支部と立川支部，府中支部，これら3つの支部が社団法人多摩獣医師会を設立しようとし，東京都獣医師会に脱会届を提出したことを「多摩問題」という。その原因は，狂犬病の予防定期注射事業が1969年から東京都獣医師会に業務委託され，これを機に「同注射料金収益のうち五〇円を会館建設，福利厚生など本会事業にあてる」と議決されたことである（社団法人東京都獣医師会1973：104）。しかし，多摩問題は単純な金銭問題ではなく，「多摩側」の主張は「①注射一頭当りの分担金は多摩のような特殊地域に不相当，②会費一本制が採用されない，③多摩にとって利用価値の低い会館建設に反対，④畜産軽視の姿勢が改善されない，⑤多摩地区から役員が出にくい」などであった（社団法人東京都獣医師会1973：104）。

多摩問題で注目すべきは「畜産」が指摘されていることである。1970年代初頭，多摩地域にはまだ畜産が残っており，以下の表6でみるように，1970年には乳牛や豚，鶏（ブロイラー）の飼育頭数はピークを記録している。区部に比べ多摩地域には産業動物を対象にする開業獣医師が少なからず存在していた。『家畜衛生統計』によれば，東京都の個人診療施設で産業動物を対象にする獣医師数は1964年に22名で，1970年に39名であった（表3）。これらの数字は，多摩地域の数字と考えて差し支えないと思われる。同じ時期の東京都の個人診療施設で犬・猫を対象にする獣医師数は437名，496名であった。多摩地域もおそらく犬・猫を対象にする獣医師のほうが多かった可能性は高いが，それでも産業動物を対象とする獣医師が存在したことが多摩地域の特徴であろう。

しかし，表3で確認できるように，この時期には東京の個別診療施設に従事する獣医師の主要な診療対象がすでに犬・猫メインに変化しており，かつての馬・牛ではなくなったのも事実である。東京獣医会結成（1909年）前後の時期における開業獣医師の診療対象をみると，馬・牛診療が17名，馬・牛・犬・猫は4名，犬・猫は4名と，馬・牛の診療がメイン

地域社会における人と動物の関係性の変化

であり、犬・猫の診療が増えるようになるのは大正期に入ってからだという（社団法人東京都獣医師会 1973：8）。ただし、大正期においても獣医業の対象動物である馬、牛、犬、猫のうち、メインは貨物運搬にも使用される馬であり、昭和時代に入ってから貨物自動車の普及にともない馬が減少するようになった（社団法人東京都獣医師会 1973：19-31）。この点、多摩地域も同様であり、統計からも確認できる。

Ⅳ 東京・多摩の獣医業が対象とする動物の変化と、動物のめぐる環境の変化

表 6 多摩地域における飼育家畜家禽の年末頭羽数

(単位：頭, 羽)

	牛	乳牛	馬	豚	兎	緬羊	山羊	鶏	ブロイラー	鶯	七面鳥	鶯鳥
1908	1,351		1,898	4,196		0	3	105,762		436		
1910	1,537	207	2,390	4,171		0	0	115,875		721		
1921	1,201	188	2,257	11,327			146	183,756		466	77	8
1930	3,350	462	1,485	20,061		12	417	290,206		364		
1940	4,505	1,886		12,491		1,013	827	531,424		508		
1950	4,871	2,424	1,032	9,562	3,369	461	3,860	144,702		1,216	96	31
1960	2,450	9,276	106	26,069	1,920	1,415	2,674	635,288				
1970	2,676	12,512		62,881				1,164,963	250,328			
1980	2,797	8,536		45,947				376,604	3,308			
1990	2,170	5,843		14,269				253,700	5,300			
2000	283	3,248		3,992				93,000				
2010	293	1,855		685				104,900				
2020	238	1,077						15,900				

出所：『東京府統計表』、『東京都統計表』、『東京都統計書』、『東京都統計年鑑』、『世界農林業センサス』、各年版により作成。

表 6 は、多摩地域の獣医師業が対象にしてきた産業動物の統計をまとめたものである。多摩地域で飼育されてきた家畜には牛（役牛・肉牛）、乳牛、馬、豚、兎、緬羊、山羊が含まれ、家禽には鶏・ブロイラー、鶯、七面鳥、鶯鳥など含まれる。兎、緬羊、山羊、鶯、七面鳥、鶯鳥はいずれも戦後、統計が取れなくなるが、これは戦後になると、これらの家畜・家禽はあまり飼育されなくなることを意味する。多摩地域における主要な産業動物は牛、馬、豚、鶏、これらの 4 種類であるが、豚と鶏は、戦前は開業獣医師の診療対象ではなく、獣医業の対象となったのは、戦後の獣医師法に飼育動物として明記されるようになったからであろう。

さて、多摩地域の主要飼育動物の飼育状況をみてみると、馬は 1910-20 年代には 2000 頭以上だったが、その後減少する。牛（役牛）は 1950 年代に減少に転じており、戦後、山羊、緬羊、兎の飼育が減少する中で、乳牛、豚、鶏（ブロイラー）が増加する。しかし、1970

年代から 80 年代にかけて牛（肉牛、乳牛）、豚、鶏、いずれも減少に転じ、牛の場合、50 年代になると役牛は減少し、その代わりに乳牛と肉牛がメインになっていく。以下、詳細にみていこう。

馬・牛

日本の農業に使われる役畜には地域的な特徴があり、1877 年における地域別牛馬比率で見ると、東日本では主に馬、西日本では主に牛が使われており、東京も馬が使用される地域であった（河野 2009：98）。明治末以降の馬種改良により馬の体格が大きくなり、農間の物資運送が盛んになる（日野市史編さん委員会 1990：292）。『福生市史下巻』によれば、「戦前の福生駅周辺は、秋田県・新潟県方面からきた米穀類や肥料その他の物資、五日市方面からくる木材、木炭、瑞穂や埼玉県方面からくる茶などの産物を、各地へ輸送するための馬力輸送の拠点となっていた」³³⁾。馬が多摩地域の物流を支えたのである。

しかし、表 6 でみるように馬の飼育頭数は 1920 年代以降減少するようになる。既述のように貨物自動車の普及も一つの理由であるが、もう一つの理由は、大正中期に朝鮮牛が移入されるようになったことである。これにより農耕時に馬ではなく、牛が使われるようになり（日野市史編さん委員会 1990：292）、1930 年以降になると馬のほうが役牛よりも少なくなった（表 6）。朝鮮牛は「体質が強健であって能く気候風土の変化に適応し、一般の疾病に対する抵抗力が強く、且つ粗食に堪えて飼養管理の方法が甚だ容易であるのみならず性質が最も温順であって力量と持久力に富み、肢蹄もまた堅牢であって其の歩様は軽快、動作は敏捷であるから役畜牛として農耕運搬に最適」であるとされる（竹国 2021：14）。

しかし、多摩地域において牛（役牛）も 1950 年代にかけて減少した。八王子市の場合、役肉用牛の頭数は 1955 年の 963 頭から 1961 年の 142 頭に減少する。（八王子市史編纂委員会 1963：499）。馬や役牛が 50 年代にかけて減少したのは、多摩地域に、耕運機や農用トラック、オート三輪、乗用車などが普及したからである。耕運機や農用トラック、オート三輪は個人所有のみならず、共同所有の形態で普及した（『東京都統計年鑑』1960 年版）。

牛の中では乳牛が増加した。とりわけ 1950 年代に急増したが、都有乳牛・市有乳牛の貸付制度が重要だった。都（府）有牛貸付制度は、東京都（府）が生後 6 か月のメスの子牛を産地から買い上げて、牛を飼いたい農家に貸し付け、その子牛が大きくなって親牛になったら、生まれたメスの子牛を東京都（府）に返せば親牛は農家のものになる制度であるが、1942 年に創設され 1963 年まで続いた（JA 東京中央会 1996：87）。八王子市の場合、1951 年に都有乳牛の貸付が実施され、1952 年になると市有乳牛の貸付が実施された。1950 年の八王子市における酪農家は 5 戸で、乳牛の飼育頭数は 17 頭であったが、1961 年になると乳牛の飼育頭数は 1432 頭に増加した（八王子市史編纂委員会 1963：495-499）。こうした自治体の酪農振興施策が多摩地域の乳牛の飼育頭数を増加させた。

地域社会における人と動物の関係性の変化

昭和30年代半ばまでの多摩地域の酪農経営は、飼料作物（青刈トウモロコシやイタリアンライグラスなど）や稲作、野菜生産と結びついた複合経営であり、濃厚飼料や食品製造業からの粕類をエサにする区部の専業経営とは異なる形態だった。農業基本法（1961年）により畜産の規模拡大と専業化が進むようになり、昭和40年頃から東京でも酪農の多頭化と専業化が進む。区部の酪農経営は都市化の影響により衰退し、多摩地域の酪農経営は粗飼料生産のための農地が不足するようになり、粗飼料も配合飼料も購入したものに依存するようになる（JA東京中央会1996：109-110）。

豚・鶏

表6でみるように、多摩地域の養豚も養鶏も1950-60年代を通して急成長するが、この時期の多摩地域の農家の暮らしは豚や鶏、乳牛といった家畜に支えられた側面があった。農家は、家畜を飼っていれば、豚や鶏卵、牛乳などを販売することにより現金収入が得られるだけでなく、厩肥も得られた³⁴⁾。

養豚の急成長にも自治体の政策的支援があった。東京都は、1960年にオス豚1頭とメス豚20頭をセットとして地域養豚団体に貸し付ける「種豚セット」事業を開始し、23の市町村により30セットが導入された（JA東京中央会1996：87）。ただし、市町村の養豚振興政策のほうが東京都より先に実施されており、例えば、八王子市では1951年に種豚貸付を実施し、1955年には輸入豚の購入貸付奨励措置を講じている。こうした政策的支援により八王子市における豚の飼育頭数は1950年の92頭から1960年の2000頭に急増した（八王子市史編纂委員会1963：495-499）。昭和30年代後半から養豚規模が大きくなり、従来の残飯や畑作の副産物（じゃがいも、くずいもさつまいもつるや茎など）を主要なエサにしていた養豚経営から、市販の配合飼料を主要なエサとする養豚経営に変化するようになった（JA東京中央会1996：122）。

こうした多摩地域における畜産の拡大は、獣医業の対象になりうる飼育動物を増加させたことになる。

多摩地域の畜産業が成長する一方で、多摩地域が開拓されて都市化・市街化が進んだため、畜産業の糞尿臭に対する苦情が起るようになり、「畜産公害」といった新用語も生まれた（JA東京中央会1996：48, 122）。1973年には東京地方裁判所八王子支部で鶏舎悪臭を原因とする「畜産公害裁判」が開かれた。原告と被告についてみると、原告は、鶏舎悪臭のため、鶏舎から約4メートル離れた借家の家賃を値下げした大家であり、被告は270羽の鶏を飼っている農家であった。判決は、被告の病気期間中は鶏舎管理が不十分だったとし、その期間については損害賠償金の支払いを命じている。当該判決は「畜産農家への警告」と理解された（JA東京中央会1996：48-49）。都市化・住宅化が進む多摩地域においては、このように農地減少だけでなく、苦情や裁判など、畜産業をめぐる環境は厳しくなり、畜産業も衰退す

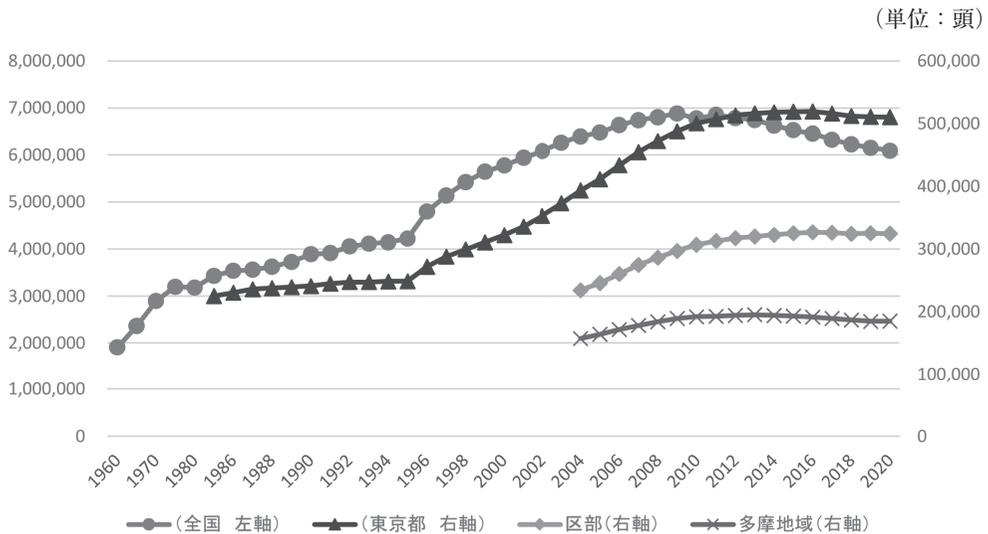
ることになる。表 6 でみるように、乳牛・豚・鶏は 1970 年以降減少に転じ、肉牛は 1980 年以降に減少するようになる。

多摩地域における畜産業の衰退は、獣医業にも変化をもたらした。昭和 30 年代に乳牛を対象とする仕事をしてきた獣医師が、昭和 40 年になると小動物臨床を始める事例もある。同じ時期に獣医師の奥さんはトリミングの訓練を受けてトリマーになった（太田 2006）。ここでいう小動物とは、犬・猫がメインである。

犬・猫

表 3 でみるように、東京の個人診療施設で従事する獣医師は、ほとんどが犬・猫を対象にしており、2000 年代の一時期を除けば、1960 年代以降一貫して増加している。これらの個人診療施設の経営が成り立つだけの犬・猫が飼育されていることを意味しており、戦後犬・猫の飼育頭数が増加したのである。

図 3 東京都（区部・多摩地域）と全国における犬の登録頭数の推移



出所：「犬の登録頭数と予防注射頭数等の年次別推移（昭和 35 年～令和 2 年度）」厚生労働省 HP、「全国及び東京都犬の登録頭数等（昭和 60 年度から令和元年度まで）」東京都福祉保健局 HP、「犬の登録頭数・狂犬病予防注射頭数（東京都内区市町村別）」東京都福祉保健局 HP により作成。

図 3 には東京都の犬の登録³⁵⁾頭数の推移を掲げている。1985 年以前の時期における東京都の犬の登録頭数のデータが入手できていないので、全国の登録頭数の推移を示した。1960-80 年代までの期間中にも全国における犬の登録頭数は着実に増加したことがわかる。その後の 1980-90 年代半ばまで、東京都においても全国においても犬の登録頭数は緩やかに増加するが、90 年代の後半になると急増するようになり、2010 年代以降になると、全国でも、

地域社会における人と動物の関係性の変化

東京都でも犬の登録頭数は減少に転じている。2004年以降は、区部と多摩地域における犬登録頭数の推移も確認することができるが、区部と多摩地域における犬登録頭数の推移は東京都のそれと概ね一致している。2004年以降における多摩地域における犬登録頭数が東京都犬登録頭数全体に占める割合は39.98%（2004年）から36.23%（2020年）に減少している。多摩地域における犬の飼育頭数の減少が区部のそれに比べもっと顕著であるといえる。

2010年代において犬の飼育頭数が減少する一方で、猫の飼育頭数は横ばいしていた。そして、2017年になると、全国の犬の飼育頭数892万頭に対し、猫の飼育頭数は952万6千頭となり、それまでより多かった犬の飼育頭数が猫の飼育頭数を下回るようになった³⁶⁾。こうした変化の理由として、生涯必要経費が犬（14年で118.5万円）のほうが猫（14年で70.3万円）より高いことや、「犬は猫に比べて散歩やしつけ、餌やりなどでより手間がかかる」ことなどが指摘されている³⁷⁾。

図3でみる犬登録頭数の増加には、ペットブームがともなっていた。戦後日本には3回の犬のペットブームがあったとされる（二階堂・安藤・梶原2019）。第1回目の犬ブームは50年代（55年から10年）における番犬ブームだった。当時の社会情勢からすると、防犯の役割が必要だった。ただし、よく吠えるだけでなく、体が小さくて愛玩的な側面もある犬が大流行した（宇都宮1999：139）。

第2回目の犬ブームは、1960-80年代における「豊かさの象徴」の小型犬（室内犬）ブームである。マルチーズやポメラニアン、ヨークシャー・テリアといった品種が、この時期に人気だった。70年代からは、犬の放し飼いも少なくなった（宇都宮1999：140-141）。

そして3回目のブームは、1990代から現代に至るまでの時期である。図3でみるように、この時期に東京都および日本全国における犬の飼育頭数が急増することに留意されたい。1990-2000年代初頭に、チワワがテレビCMに登場したり、同じ頃から、都市部ではペットの飼育可能なマンションが登場したりした。さらには、ペットフードからはじめ、ペット医療、保険、ペットホテルなどのペットビジネスが拡大した（二階堂・安藤・梶原2019：11）。

犬ブームだけでなく、猫ブームもあった。真辺（2021）は1970年代末から「猫ブーム」の時代が始まり、2000年代以降になると「空前の猫ブーム」が始まったとする（真辺2021：171-204）。2000年代以降の時期は、上記第3回目の犬ブームと時期的に重なる。後述の、1990年代以降の団地・マンションなどでのペット飼育環境が変わったことが理由であろう。犬・猫ブームの長期化は犬・猫を中心とするペットビジネスの市場規模を拡大させた。矢野経済研究所のデータによれば、ペット関連の総市場規模は2017年にすでに1兆5193億円だったが、その後も増加し、2021年になると1兆7187億円となっており、今後も拡大する見込みである³⁸⁾。

1970年代末に全国的に猫ブームになったのは、都市部の団地やマンションにおいて、多くの人によって行われた猫の内緒飼育が猫の人気を牽引したからである。犬は吠えるため内

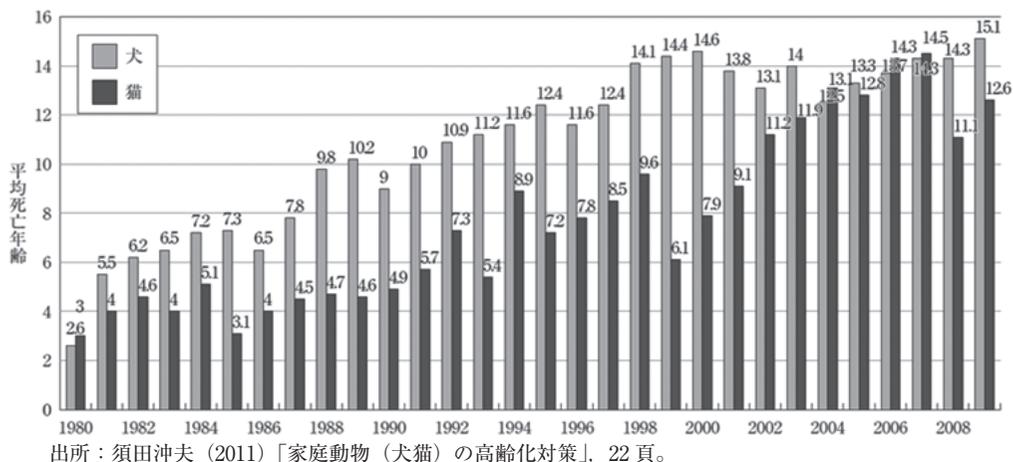
緒で飼育することは難しいが、猫はそれが可能であった（真辺 2021：175）。

団地やマンションでは、なぜ内緒で猫を飼育したのか。1955年に日本住宅公団（現都市再生機構）が設立され、この以降日本には集合住宅の建設が始まる。公団住宅では、当初は犬も猫も飼育が可能だった。犬飼育は公団の承認を得る必要があったが、猫飼育は公団の承認すら不要だった（真辺 2021：146）。しかし、縦型集合住宅の経験のない住民は「ベランダに犬小屋を置いたり、ベランダ伝いに猫が隣家へ侵入したり、犬が大きな声でなくても放ったらかしと、一軒家と同じ感覚で飼育してしまった」（井本 2001：116）。その後ペットトラブルが多発し、公団側により、1965年4月以降の新規入居者の場合は小鳥・魚類以外の動物飼育を一切禁止とする決定が行われた（真辺 2021：148）。これ以降、公営の集合住宅においても、民営の集合住宅においても、犬・猫といったペットの飼育は禁止されるようになる（井本 2001：117；真辺 2021：148）。こうした経緯により、1990年代までは団地やマンションにおいて猫を内緒で飼育しなければならなかった。1990年代になると、賃貸住宅においてもペット飼育を可とするような物件が増えるようになる。同時期、それまで親と一緒に戸建住宅でペットを飼育してきた人々の中には、独立してもペットとの暮らしを望む者が多く、特に女性が多かったという（大倉 2016：139-141）。

犬・猫飼育頭数の増加には、犬・猫の長寿化も影響している。図4には、日野市に立地する須田動物病院の30年間にわたるデータが示されている。1980年時点の平均死亡年齢は、犬は2.6歳、猫は3歳だった。約20年後の1998年になると、犬は14.1歳、猫は9.6歳になった。犬は、90年代にはすでに10歳以上となっていたが、90年代後半になると14歳以上になった。人と比較すると、小型犬・中型犬・猫は、10歳は人間の56歳に等しく、11歳は人間の60歳、12歳は人間の64歳、13歳は人間の68歳、14歳は人間の72歳に等しい³⁹⁾。すなわち、90年代に、人間の感覚でいえば、犬の平均寿命が50代から70代までに伸び、犬の長寿化・高齢化が進んだ。猫の平均寿命は、90年代にも伸びたが、2000年代に入ってから伸び、今や犬の平均寿命よりも長くなっている。2022年の日本における犬の平均寿命は14.76歳であり、猫は15.62歳だった⁴⁰⁾。ただし、犬の場合、大型犬の平均寿命は13.52歳であるのに対し、小型犬は14.05歳、超小型犬は15.30歳であり、猫の場合は、外に出る猫の平均寿命は13.75歳であるのに対し、外に出ない猫は16.22歳である⁴¹⁾。犬・猫の平均寿命は、体格や飼育環境によって異なるのである。

犬・猫の長寿化は、飼育環境の変化によるところが大きい。1960年代までの犬・猫の位置付けは、犬は番犬、猫は鼠捕りであり、エサは残飯だった⁴²⁾。しかし、幾度にわたるペットブームをともないながら犬・猫の位置付けは変化した。犬は、番犬からペットに変わり、さらには寝室でも同居する家族となり、生活環境は屋外から室内に変化し、食事内容も残飯からドッグフード⁴³⁾に変わり、他方で獣医学も進歩した（須田 2011）。これらの理由により、犬の長寿化・高齢化が進んだのである。

図4 犬猫の死亡年齢の推移



このほかに、飼い主の高齢化も、数字上の犬の平均寿命を延ばす側面がある。飼い主の高齢化により、大型犬は体力的に飼育が厳しくなる。筆者は、多摩地域の住民から、近年は以前に比べ大型犬の飼育頭数が減少していると何度か言われたことがある。上記の大型犬の平均寿命が小型犬・超小型犬の平均寿命より短いことを踏まえて考えれば、大型犬の減少は、数字上の犬の平均寿命を延ばす側面がある。

犬の長寿化・高齢化にともない、死因も変化した。同じく日野市の須田動物病院の資料によると、1980年代初頭における犬の主要な死亡原因は感染症や交通事故、栄養失調などであったが、放し飼いの減少、ワクチンやドッグフードの普及などによって犬の長寿化が進んだ結果、2000年初頭になると、心疾患、ホルモン異常、代謝障害、腫瘍などが増加した。こうした病気に対し、早期診断・早期治療を重要視する飼い主もいるが、他方で早期診断や早期治療を受けなかったり、また高齢であることから治療しなかったりすることにより、長期間の看護をする飼い主もいる。長期間看護となれば、飼い主の精神的・肉体的・経済的に負担が大きくなる（須田2011）。犬の長寿化・高齢化による各種病気をコントロールし、犬と飼い主のコミュニケーションができる環境を維持するには、やはり早期診断や早期治療が重要となろう。獣医業に早期診断や早期治療の需要があるとすれば、そのための医療設備が必要となる。その代表例がX線装置である。

東京都産業労働局の資料⁴⁴⁾に基づいて計算してみると、東京都のX線設備全体の3割⁴⁵⁾は多摩地域の診療施設が持っており、多摩地域においてX線設備を持っている飼育動物診療施設が多摩地域飼育動物診療施設全体に占める割合（X線普及率）は78.1%であり、区部の77.5%に比べ高かった。多摩地域の獣医業のほうが区部に比べ、より高度な獣医療を提供していることになる。X線措置を持つことにより、ペットの精密検査や健康診断が可

能となり、ペットの健康診断は早期診療や早期治療につながる。

東京経済大学の立地する国分寺市の場合、2023年1月時点においてインターネット上で確認できる動物病院は16軒であった⁴⁶⁾。HPの確認できる12軒は、いずれも犬・猫が主要な診療対象であり⁴⁷⁾、12軒のうち9軒はX線装置が導入されている。これらの動物病院は一般の診療だけでなく、精密検査や健康診断も可能であることを意味する。

これらの動物病院の事業内容には、狂犬病予防ワクチンも含まれるが、興味深いのは12軒のうち8軒の事業内容にトリミングサロン事業が含まれており、また、ペットホテル（1軒はお預かりサービス）を事業内容にしている動物病院も8軒だった。トリミングサロンやペットホテルは、獣医学の専門知識を持っている獣医師ではなくても提供可能なサービスだと理解されるが、多摩地域の獣医業はすでにこういうサービスにも事業を広げている。

診療・トリミングサービスなどの上述の役割以外に、多摩地域の獣医業のもう一つの役割として、ペット飼い主への情報提供が挙げられる。表7には、多摩地域のペットの飼い主（841人）のペット飼育にかかわる情報の主要入手先に関する調査結果を示しているが、動物病院はインターネットと並んで、ペットの飼い主の主要な情報入手先であることがわかる。

さて、多摩地域の人々はどのようにペットを飼っているのか。東京市町村自治調査会の調査結果を示したのが表8である。回答者841人のうち、1位は、「気持ちが安らぐ・癒やされ

表7 多摩地域ペット主の情報入手先として動物病院

情報の種類	回答者数	全体の選択肢の中の順位
ペットの種類や品種を選ぶための情報	124/841	2番目（1番目はインターネット：266/841）
適正な飼育をするための情報（しつけ方法など）	197/841	2番目（1番目はインターネット：337/841）
ペットの健康に関する情報（予防接種など）	365/841	1番目（2番目はインターネット：274/841）
終生飼養を確保するための情報（飼育にかかる費用など）	124/841	2番目（1番目はインターネット：226/841）
所有の明示についての情報（鑑札やマイクロチップ装着など）	141/841	2番目（1番目はインターネット：184/841）
繁殖についての情報（不妊・去勢手術など）	305/841	1番目（2番目はインターネット：184/841）
人と動物の共通感染症予防のための情報（オウム病など）	255/841	1番目（2番目はインターネット：195/841）
ペットの逃走や危害などによるトラブルの発生を防止するための情報	98/841	2番目（1番目はインターネット：200/841）
災害時の避難対策についての情報	86/841	3番目（1番目はインターネット：217/841） 2番目は行政機関：110/841）

出所：公益財団法人東京市町村自治調査会（2020）『ペット問題の解決がもたらす住民の生活環境向上に関する調査研究報告書』129-132頁。

地域社会における人と動物の関係性の変化

るから」(607人)、2番目は「自分が動物好きだから」(471人)、3番目は「家族が動物好きだから」(416人)、4番目は「家庭内のコミュニケーションを良くするため」(162人)であり、この他に「子どもの情操教育のため」や「寂しさをまぎらわすため」といった理由が挙げられている。

表8 ペットを飼育する理由

	回答数	%
全体	841	100.0
1 気持ちが安らぐ・癒されるから	607	72.2
2 自分が動物好きだから	471	56.0
3 家族が動物好きだから	416	49.5
4 家庭内のコミュニケーションを良くするため	162	19.3
5 恵まれない環境にある動物を助けたいから	84	10.0
6 寂しさをまぎらわすため	75	8.9
7 子どもの情操教育のため	72	8.6
8 防犯に役立つから	29	3.4
9 その他	19	2.3
10 分からない	32	3.8

出所：公益財団法人東京市町村自治調査会（2020）『ペット問題の解決がもたらす住民の生活環境向上に関する調査研究報告書』125頁。

では、多摩地域においてはどれぐらいの人が犬を飼っているのか。2020年時点で、多摩地域の人口は、428万9857人であり⁴⁸⁾、犬の登録頭数は18万4972頭⁴⁹⁾だった。犬の飼い主は、1人あたり犬を1頭のみ飼育していると仮定して、犬の飼育人口（＝犬の飼育頭数）が多摩人口のどれぐらいの割合を占めるかを計算してみると、4.3%である。一般社団法人ペットフード協会の調査によれば、2022年における全国の犬の飼育頭数は705万3000頭、猫の飼育頭数は883万7000頭である⁵⁰⁾。猫の飼育頭数は犬の1.25倍程度である。多摩地域における犬・猫比率も1.25程度だとすれば、多摩地域の人口の約1割程度の人が犬・猫を飼育していることになる。

多摩地域における獣医業の対象（内容）がいかに変化してきたかを小括しておこう。戦前は、役畜としての馬、牛がメインであり、大正期以降は犬や猫も対象となる。戦後は役畜としての馬、牛から乳牛、肉牛、豚、鶏に変化し、それにペットの役割としての犬や猫が加わるようになる。1960年代以降になると、東京全体で犬と猫が増加する。1970-80年代には、乳牛、肉牛、豚、鶏、いずれも衰退していく中で、診療対象を犬や猫に変える獣医師もいた。90年代後半以降になると、さらなる犬・猫のペットブームとなり、ペットの位置付けも変化した。犬の場合、番犬から愛玩動物となり、さらには伴侶動物（家族化）となった。犬・猫の位置付けが変わっただけでなく、犬・猫の長寿化・高齢化が進んだ。

獣医業は、かつて①国民の食料（家畜＝役畜＋畜産品）⁵¹⁾と②公衆衛生（狂犬病予防）にかかわる産業であったが、これにかかわる飼育動物が減少したため、今は犬と猫を中心とした伴侶動物へのサービス産業に変化した。サービス内容は、一般診療や狂犬病予防ワクチン注射以外にも、精密検査、健康診断、トリミングサロン、ホテルサービス、飼い主への飼育関連情報提供などと多岐にわたる。

おわりに

本稿の内容を多摩学に位置付けて結びとしたい。多摩地域の歴史を、第 1 期（1893 年⁵²⁾～戦前）、第 2 期（戦後～1990 年代）、第 3 期（2000 年代以降～現在）との 3 つの時期に分けて考えよう⁵³⁾。第 1 期は基本的に牛や馬がメインで、若干の犬・猫が加わる。第 2 期は色々な出来事があり、盛んになっていった畜産が次第に衰退し、他方で犬・猫が増加し続けた。第 3 期になると、ペット飼育をめぐる環境も大きく変化し、室内飼いが基本となり、人間食に近いペットフードが普及し、ペットの家族化が進むだけでなく、犬・猫の長寿化・高齢化も進んだ。

こうした変化は、多摩地域の獣医業が対象とする住民の変化にもつながった。第 1 期は、牛・馬といった家畜が中心なので、従来から多摩地域に生活してきた旧住民（＝農家）が獣医業の対象だった。第 2 期になると、旧住民・新住民の分け方よりは、住宅のあり方が重要となる。畜産は盛衰を経験するので、対象である農業に従事する旧住民は減少した。他方で、番犬や愛玩としての犬・猫の飼い主も対象となるが、この場合、主に一部の戸建て住民が対象であった。第 2 期の獣医業の対象となる住民は、多摩住民全体からすれば数パーセントの程度だったと思われる。第 3 期になると、集合住宅でもペット飼育が可能な場合が多くなる。この時期においては、住宅形態を問わず、「気持ち安らぐ・癒やされる」、「動物が好き」などの理由で犬・猫を飼育する住民が主要な対象であり、大体多摩人口の 1 割程度である。

このように、多摩地域という空間で必要とされる動物、またはその空間で飼育される動物の種類の変化を検討してみると、犬は最大の「勝者」であるようにみえる。

『家畜化という進化：人間はいかに動物を変えたか』によれば、「進化」という視点に立てば、動物は家畜化されたことにより、地球上に生き残ることができたので、動物にとって家畜化は損ではなかった。家畜化をスタートさせるのは動物であり、そのはじまりは、動物が人間の近くで生活するようになったことである。人間がそれらの動物を意識的に選択するようになるのは、家畜化のもっと後の段階のことである。動物は、人間による選択圧を受け、犬は「人間の意図を読み取る能力」を進化させ、ホルスタイン牛は乳房を発達させるなど、家畜は、自分の機能を進化させてきたとされる（リチャード・C・フランシス 2019：10-12）。

犬は農耕開始前から家畜化されており、一番古い家畜である。最初は、野生動物から家畜

地域社会における人と動物の関係性の変化

化され、当時は狩猟にも関わっていたが、それが番犬になり、愛玩動物になり、伴侶動物になり、家族化して人と同じ布団の中で寝るようになっていく。犬は時代によって人に必要とされる役割を進化させてきているが、これらの役割の前提としてあるのが、「人間の意図を読み取る能力」である。

〈附記：本稿は、2022年度東京経済大学共同研究助成費（課題番号 D22-01）による研究成果である。〉

注

- 1) 例えば、「ペットの犬と猫、15歳未満の子どもの数を上回る…生活の質向上に様々なサービス」（2022年5月24日）、読売新聞オンライン (<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20220524-OYT1T50176/2/>)、2023年6月11日アクセス。この記事によれば、2021年時点における犬（710万匹）と猫（894万匹）の飼育数（推定）の合計は1600万匹だったのに対し、15歳未満人口は1493万人だった。
- 2) 今と違って、日本にも犬肉が食用として使用された時期がある。世界的には今も犬肉を食べる国が存在する。
- 3) 日本では、猫が鼠退治に使役されることが多かったことから、猫を役畜として位置付ける議論もある（横井1920：43）。
- 4) 農業発達史調査会（1953）『日本農業発達史1—明治以降における—』中央公論社、第四章。
- 5) 農業発達史調査会（1955）『日本農業発達史5—明治以降における—』中央公論社、第六章。第六章は、「第一節 明治期における畜産とその前史」「第二節 馬の飼養形態と馬産の軍事的要請」「第三節 和牛の飼養とその商品化」「第四節 牛乳の飼養形態と品種の変遷」との4つの節から構成されている。
- 6) 農林省畜産局（1966）『畜産発達史 本編』中央公論事業出版。本書は、「第一章 酪農業の進展」「第二章 和牛の発達」「第三章 馬産事業の形成」「第四章 養豚の発展」「第五章 綿羊飼育の変遷」「第六章 山羊の発達」「第七章 養鶏業の発達」「第八章 養兔の変遷」「第九章 養蜂の生成」「第一〇章 牧野飼料作物の発達」「第十一章 流通飼料事情の変遷」「第一二章 食肉需給の発達とその動向」「第一三章 家畜保健衛生事業の進歩」との13の章から構成されており、全部で1843頁にわたる大著である。
- 7) 農林省畜産局（1967）『畜産発達史 別篇』中央公論事業出版は、2つの部と補論から構成されている。「第一部 畜産経営の展開」は「第一章 地租改正と牧野の土地所有」「第二章 勸農牧畜政策の展開」「第三章 都市畜産業の形成」「第四章 馬産奨励と牧野利用」「第五章 家畜の賃借慣行」「第六章 第一次世界大戦前後における副業畜産の展開」「第七章 昭和農業恐慌と有畜農業奨励」「第八章 第二次世界大戦下の畜産」「第九章 農地改革と小農民的畜産の進展」「第十章 高度経済成長と多頭羽飼育の生成」との10章から構成されており、「第二部 畜産物市場構造の変遷」には、「第一章 家畜商の史的形成と実態」「第二章 家畜市場の整備」「第三章 畜産物国内市場の形成」「第四章 流通飼料の市場構造」「第五章 畜産物加工資本の系列化と契約生産」「第六章 畜産物流通市場の形成」「第七章 経済開放体制と畜産

- 物の自由化問題」との6つの章が所収されている。この他に、補論として「畜産技術の進歩」があり、本書は全部で986頁にわたる大著である。
- 8) 犬や猫、馬、豚といった特定の動物に関する書籍は多いが、その紹介は省略する。
 - 9) 奥野卓司・秋篠宮文仁編(2009)『ヒトと動物の関係学第1巻 動物観と表象』岩波書店、秋篠宮文仁・林良博編(2003)『ヒトと動物の関係学第2巻 家畜の文化』岩波書店、森裕司・奥野卓司編(2008)『ヒトと動物の関係学第3巻 ペットと社会』岩波書店、池谷和信・林良博編(2008)『ヒトと動物の関係学第4巻 野生と環境』岩波書店。
 - 10) 西本豊弘編(2008)『人と動物の日本史1 動物の考古学』吉川弘文館、中澤克昭編(2009)『人と動物の日本史2 歴史のなかの動物たち』吉川弘文館、菅豊編(2009)『人と動物の日本史3 動物と現代社会』吉川弘文館、中村生雄・三浦佑之編(2009)『人と動物の日本史4 信仰のなかの動物たち』吉川弘文館。
 - 11) 現状の獣医師法や獣医療法は、野生動物は対象としておらず、日本には野生動物の診療を教える大学も少ない(須田2005:566)。
 - 12) 環境省「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準のあらまし」環境省HP (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/kijun/all.pdf), 2023年6月27日アクセス。
 - 13) 「獣医師法第22条の届出状況」, 農林水産省HP (<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/zyui/attach/pdf/index-3.pdf>), 2023年7月6日アクセス。
 - 14) 「獣医師法第22条の届出状況」, 農林水産省HP (<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/zyui/attach/pdf/index-3.pdf>), 2023年7月6日アクセス。
 - 15) 1989年から5年に一度調査を行っていたが、2004年調査を最後に「経済センサス」に統合された。
 - 16) 日本において、犬は縄文早期、牛、鶏は弥生時代、馬は古墳時代に家畜化されたといわれ、日本で最初に愛玩動物として飼われたのは猫であり、平安時代の貴族社会で猫を愛玩動物として飼育したとされる(宇都宮1999:107-109)。
 - 17) ただし、今日における愛玩動物としての犬、猫の位置付けとはレベルが違っていたと思われる。
 - 18) ただし、犬は、狂犬病が流行すると殺処分されることもあり、猫に比べ不遇だった(宇都宮1999:132)。
 - 19) 現東京大学農学部前身。
 - 20) 現日本獣医生命科学大学の前身。
 - 21) 現麻布大学の前身。
 - 22) 1890年になると当該規則は廃止され、法律としての獣医免許規則が発布される(社団法人東京都獣医師会1973:4)。
 - 23) 獣医手制度が獣医師と違うところは、「(1) 未成年者にも資格を認めたこと。(2) 地方庁、その他地方畜産団体職員としてのみ単独の診療行為が認められたこと。(3) 一〇年間の有効期限をつけられたこと。(4) 装蹄師の免許資格を与えられなかったこと。(5) 獣医師会に加入する資格がなかったこと」である(社団法人東京都獣医師会1973:36)。
 - 24) 獣医師法第22条には、「獣医師は、農林水産省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない」とある。

地域社会における人と動物の関係性の変化

- 25) 多摩地域の人口が東京人口の3割程度を占めていることに留意されたい。
- 26) 1909年に設立された東京獣医会は1928年に解散した（社団法人東京都獣医師会1973：25）。
- 27) 公益社団法人東京都獣医師会（2020）『動物と共に歩いて…東京都獣医師会のご案内』公益社団法人東京都獣医師会HP（https://www.tvma.or.jp/activities/pdf/2020_pamphlet.pdf），2023年8月14日アクセス。
- 28) 公益社団法人東京都獣医師会HP（<https://www.tvma.or.jp/search/index.cgi>），2022年12月11日アクセス。
- 29) 「区市町村別診療施設数」東京都産業労働局HP（https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/kusityousonbetu_sisetusuu.pdf），2023年8月14日アクセス。
- 30) 厚生労働省HP（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/07.html>），2023年8月14日アクセス。
- 31) 厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5989&dataType=1&pageNo=1），2023年8月14日アクセス。
- 32) 「狂犬病集予防治射実施のためのガイドライン」（監修 厚生省生活衛生局肉肉衛生課），東京都獣医師会HP（<https://www.tvma.or.jp/activities/pdf/guideline.pdf>），2023年8月14日アクセス。
- 33) 『福生市史下巻』615頁。福生市立図書館HP（https://www.lib.fussa.tokyo.jp/digital/digital_data/connoisseur-history/pdf/07/02/0021.pdf），2023年8月14日アクセス。
- 34) 『小平市史別冊写真集こだいらの「郷土写真」』71頁，小平市立図書館／こだいらデジタルアーカイブ（<https://adeac.jp/kodaira-lib/viewer/mp000040-100040/kyodo?pagecode=33>），2023年8月14日アクセス。
- 35) 狂犬病予防法（1950）第4条には「犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない」とあり、第5条には「犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防治射を毎年一回受けさせなければならない」とある。狂犬病予防法により、犬の所有者は、生後91日以上犬の登録と、毎年1回の狂犬病予防治射を義務付けられているが、実際には両方とも100%にはなっていない。この法律があるため犬の公的統計は存在するが、猫の場合は公的統計が存在しない。
- 36) 一般社団法人ペットフード協会「平成29年（2017年）全国犬猫飼育実態調査結果」（<https://petfood.or.jp/topics/img/171225.pdf>），2023年8月17日アクセス。
- 37) 「ペット事情の謎、飼い犬が急減しているワケ」日本経済新聞HP（<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO92793120U5A011C1000000/>），2023年8月17日アクセス。
- 38) 「ペットビジネスに関する調査を実施（2022年）」株式会社矢野経済研究所HP（https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/3053），2023年8月17日アクセス。
- 39) 「ペットの終活ノート」環境省HP（https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/tatou_model/pamph02/full.pdf），2023年8月17日アクセス。
- 40) 「令和4年 全国犬猫飼育実態調査」一般社団法人ペットフード協会HP（<https://petfood.or.jp/data/chart2022/3.pdf>），2023年8月17日アクセス。

- 41) 「ペットの終活ノート」環境省 HP (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/tatou_model/pamph02/full.pdf), 2023 年 8 月 17 日アクセス。
- 42) 岩倉由貴「飼うペットは、流行ではなくライフスタイルに合わせて」(2016/05/27 (最終更新: 2018/05/28)), (<https://sippo.asahi.com/article/10561632>), 2023 年 8 月 16 日アクセス。
- 43) 近年のドッグフードは、栄養面で改善されただけでなく、人間食に近い製品の開発・販売が盛んだという。詳細については、石橋 (2012) を参照されたい。
- 44) 資料 (2005 年以降の「区市町村別診療施設数」) を提供していただいた東京都産業労働局に感謝する。
- 45) 2005-2022 年まで 31.8% から 33.3% の間で推移しており、2022 年は 32.4% だった。
- 46) そのうち、東京都獣医師会会員は 5 軒だけだった。
- 47) 12 軒のうち、5 軒は犬・猫の他に兎、ハムスター、フェレット、モルモット、トリなども診療対象に掲げている。
- 48) 『国勢調査』2020 年版による。
- 49) 「犬の登録頭数・狂犬病予防注射頭数 (東京都内区市町村別)」東京都福祉保健局 HP (https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/dog/d_touroku/d_touroku_1.html), 2023 年 1 月 13 日アクセス。
- 50) 「2022 年 (令和 4 年) 全国犬猫飼育実態調査結果」一般社団法人ペットフード協会 HP (<https://petfood.or.jp/topics/img/221226.pdf>), 2023 年 8 月 14 日アクセス。
- 51) 馬・牛といった役畜は食料を生産に不可欠だったし、乳牛、肉牛、豚、鶏、これらは畜産品として食料となる。
- 52) 1893 年以降を第 1 期とする理由は、1893 年に、多摩地域が行政的に神奈川県から東京府に編入されるためである。
- 53) この時期区分は東京経済大学尾崎寛直教授による時期区分である。

参 考 文 献

- ・石橋佳法 (2012) 「ドッグフード市場における細分化過程」『北海道農経論叢』67 巻
- ・井本史夫 (2001) 『集合住宅でペットと暮らしたい』集英社
- ・宇都宮直子 (1999) 『ペットと日本人』文藝春秋
- ・F. E. ゴイナー著、国分直一・木村伸義訳 (1983) 『家畜の歴史』法政大学出版局
- ・大倉健宏 (2016) 『ペットフレンドリーなコミュニティ』ハーベスト社
- ・太田正雄 (2006) 「多摩の畜産 特に乳牛の獣医師として」社団法人東京都獣医師会南多摩支部「創立 30 周年記念誌 飛翔 未来に向かって」
- ・尾崎裕子・桜井富士朗 (2002) 「獣医業の動向—各種の統計資料から—」『日本獣医師会雑誌』55 (8)
- ・河野通明 (2009) 「農耕と牛馬」中澤克昭編『人と動物の日本史 2 歴史のなかの動物たち』吉川弘文館
- ・公益社団法人東京都獣医師会 (1994) 『45 周年記念誌 (狂犬病予防法制定 45 周年前夜祭)』公益社団法人東京都獣医師会
- ・公益社団法人東京都獣医師会 (2019) 『創立 70 周年記念誌』公益社団法人東京都獣医師会

地域社会における人と動物の関係性の変化

- ・ 社団法人東京都獣医師会（1973）『東京都獣医師会史』社団法人東京都獣医師会
- ・ JA 東京中央会（企画発行）（1996）『江戸・東京 暮らしを支えた動物たち』農山漁村文化協会
- ・ 菅豊編（2009）『人と動物の日本史 3 動物と現代社会』吉川弘文館
- ・ 須田沖夫（2005）「野生動物救護活動と獣医師の役割」『日本獣医師会雑誌』58（9）
- ・ 須田沖夫（2011）「家庭動物（犬猫）の高齢化対策」『日本獣医師会雑誌』64（1）
- ・ 竹国友康（2021）『日本を生きた朝鮮牛の近代史』有志舎
- ・ 谷口研語（2012）『犬の日本史：人間とともに歩んだ一万年の物語』吉川弘文館
- ・ 中澤克昭編（2009）『人と動物の日本史 2 歴史のなかの動物たち』吉川弘文館
- ・ 二階堂千絵・安藤孝敏・梶原葉月（2019）「日本におけるペットロス研究の動向と展望」『横浜国立大学教育学部紀要 Ⅲ 社会科学』（2）
- ・ 農林省畜産局（1966）『畜産発達史 本篇』中央公論事業出版
- ・ 農林省畜産局（1967）『畜産発達史 別篇』中央公論事業出版
- ・ 八王子市史編纂委員会（1963）『八王子市史 上巻』
- ・ 日野市史編さん委員会（1990）『日野市史（別巻，市史余話）』
- ・ 真辺将之（2021）『猫が歩いた近現代』吉川弘文館
- ・ 山内一也（2010）「牛疫根絶への歩みと日本の寄与」『日本獣医師会雑誌』63（9）
- ・ 横井時敬（1920）『畜産経済』子安農園出版部
- ・ リチャード・C・フランシス著，西尾香苗訳（2019）『家畜化という進化：人間はいかに動物を変えたか』白揚社